（剰余金の配当の禁止等）

第九十四条の十五　特定労働者協同組合は、剰余金の配当をしてはならない。

２　第三条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第七十七条及び第七十八条の規定は、特定労働者協同組合については、適用しない。

（合併の公示）

第九十四条の十六　行政庁は、特定労働者協同組合を全部又は一部の当事者とする合併について第九十一条の規定による届出があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（残余財産の分配等）

第九十四条の十七　特定労働者協同組合の清算人は、特定労働者協同組合の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを組合員に対し、出資口数に応じて分配しなければならない。

２　前項の規定により組合員に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

３　第一項の規定による分配の結果なお残余財産がある場合は、その財産は、次条第一項の規定による行政庁に対する清算結了の届出の時において、定款で定めるところにより、国若しくは地方公共団体又は他の特定労働者協同組合に帰属する。

４　第一項及び前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

（清算結了の届出等）

第九十四条の十八　特定労働者協同組合の清算人は、清算が結了したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

２　行政庁は、特定労働者協同組合から第八十条第三項又は前項の規定による届出があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（認定の取消し）

第九十四条の十九　行政庁は、特定労働者協同組合が次のいずれかに該当するときは、第九十四条の二の認定を取り消さなければならない。

一　第九十四条の四各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二　偽りその他不正の手段により第九十四条の二の認定又は第九十四条の九第一項の変更の認定を受けたとき。

三　第九十四条の十五第一項又は第九十四条の十七の規定を遵守していないとき。

四　正当な理由がなく、第百二十七条第一項の規定による命令に従わないとき。

五　特定労働者協同組合から第九十四条の二の認定の取消しの申請があったとき。

２　行政庁は、特定労働者協同組合が次のいずれかに該当するときは、第九十四条の二の認定を取り消すことができる。

一　第九十四条の三各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

二　第九十四条の十一第一項、第九十四条の十二第一項若しくは第三項から第五項まで又は第九十四条の十三の規定を遵守していないとき。

三　前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づく行政庁の処分に違反したとき。

３　行政庁は、前二項の規定により第九十四条の二の認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第百二十八条中「第三条第六項各号に該当する疑い」の下に「若しくは特定労働者協同組合について第九十四条の四第四号に該当すると疑うに足りる相当な理由」を、「第三十五条第五号に該当すると疑うに足りる相当な理由」の下に「若しくは特定労働者協同組合について第九十四条の四第一号ニに該当すると疑うに足りる相当な理由」を、「当該組合」の下に「若しくは特定労働者協同組合」を加える。

第百三十三条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき。」に改め、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第百三十二条の二　偽りその他不正の手段により第九十四条の二の認定又は第九十四条の九第一項の変更の認定を受けた場合には、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百三十四条中「前条」を「前二条」に、「同条」を「各本条」に改める。

第百三十六条第一項第三号中「又は第八十六条第一項」を「、第八十六条第一項」に、「）の規定に」を「）の規定又は第九十四条の十二第一項若しくは第三項から第五項までの規定に」に改め、同項第六号中「規定又は」の下に「第九十四条の十第一項若しくは」を加え、同項第八号中「の規定」の下に「又は第九十四条の十一第一項の規定」を、「、第三十二条第五項」の下に「又は第九十四条の十一第一項」を加え、同項第二十七号を同項第三十号とし、同項第二十六号を同項第二十九号とし、同項第二十五号の次に次の三号を加える。

二十六　第九十四条の十三の規定に違反して、報酬規程等を提出せず、又はこれに虚偽の記載をして提出したとき。

二十七　第九十四条の十五第一項の規定に違反して剰余金の配当をしたとき。

二十八　第九十四条の十七の規定に違反して残余財産を処分したとき。

第百三十七条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第九十四条の七の規定に違反して、特定労働者協同組合であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用いた者

附則第二十六条の次に次の一条を加える。

（組織変更後組合が第九十四条の二の認定を受ける場合等の特例）

第二十六条の二　組織変更後組合に係る第九十四条の三の規定の適用については、同条第二号中「おいて」とあるのは、「おいて残余財産（附則第十八条第一項第二号の特定残余財産を除く。）を」とする。

２　特定労働者協同組合である組織変更後組合に係る第九十四条の九第四項、第九十四条の十七第一項、第九十四条の十九第一項及び第二項並びに附則第十八条第二項及び第二十五条の規定の適用については、第九十四条の九第四項中「第九十四条の三」とあるのは「附則第二十六条の二第一項の規定により読み替えて適用する第九十四条の三」と、第九十四条の十七第一項中「残余財産」とあるのは「残余財産（附則第十八条第一項第二号の特定残余財産を除く。第三項において同じ。）」と、第九十四条の十九第一項第三号中「第九十四条の十七」とあるのは「附則第二十六条の二第二項の規定により読み替えて適用する第九十四条の十七」と、同条第二項第一号中「第九十四条の三各号」とあるのは「附則第二十六条の二第一項の規定により読み替えて適用する第九十四条の三各号」と、第百三十六条第一項第二十八号中「第九十四条の十七」とあるのは「附則第二十六条の二第二項の規定により読み替えて適用する第九十四条の十七」と、附則第十八条第二項中「特定非営利活動法人その他特定非営利活動促進法第十一条第三項各号」とあるのは「特定非営利活動促進法第十一条第三項第一号」と、附則第二十五条中「第三十二条」とあるのは「第三十二条、第三十二条の三」とする。